国土交通省元職員による民間企業に対する地位要求行為を踏まえた再就職等規制違反に関する調査の結果について

令和５年１２月２０日
再就職等監視委員会

当委員会は、再就職等監察官による標記調査を実施したところ、関係者の証言内容やメール等関係各証拠に矛盾は認められず、再就職等規制違反は認められませんでしたが、本日、国土交通省に対し必要と認める注意喚起を行いました。概要は、以下のとおりです。

記

【調査経過】

迅速性を優先し事情聴取を中心とした国土交通省による内部調査と異なり、事情聴取・証人喚問前に膨大な客観的証拠（メールログ（１００万件超）、メール（約５，８００件）、その他の資料）に基づく事実関係の確認を行った上で、関係者３５名に対し、事情聴取・証人喚問（４３回）を実施した。

【調査結果】

元東京航空局長Ａのα社副社長への就任や、元国土交通事務次官Ｂによるα社社長にＡを就任させるようにとの申入れについては、現役職員の関与を示す証拠は認められず、国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第１０６条の２第１項の規定（あっせん規制）に違反する行為は認められなかった。

Ａのα社への再就職及びＡに続いてα社に再就職した複数の元職員の再就職経緯についても調査したが、現役職員の関与等を示す証拠は認められず、あっせん規制や同法第１０６条の３第１項の規定（求職活動規制）に違反する行為は認められなかった。

Ａ等元職員に国土交通省の人事情報（いわゆる「線引き」等）を提供していた若手の現役職員について、他の職員を営利企業等に再就職させる目的は認められず、あっせん規制に違反する行為は認められなかった。

なお、報道される直前のＢと当時の航空局長らの会食については、Ｂらが上記申入れやα社の役員体制に関する話をしたことを示す証拠は認められず、Ｂらがこれらに関する話をしたとは認められなかった。

【注意喚起】

当委員会は、国土交通省に対し、規制の周知徹底のほか、以下の点を考慮した必要な対応を求めた。

① 人事情報の送付先を確認することなく現役職員以外の者にも漫然と送信しており、元職員の再就職につながるかもしれないと認識し、それを認容していれば再就職等規制違反が成立し得るとの理解が不十分と認められたこと。

② 調査の過程で、元職員の求め等に応じて、公表前の情報が現役職員から提供されていたこと等が判明しており、現役職員と元職員が双方ともに、元職員を一般の民間人とは異なる存在と認識している様子がうかがわれた。そのため、民間人となっている元職員との適切な関係の在り方を再検討しないと、再就職等規制違反行為が発生しかねないと懸念されたこと。

お問い合わせ先　内閣府再就職等監視委員会事務局
参事官　酒井
参事官補佐　中島
電話　０３－６２６８－７６５８（直通）
０３－６２６８－７６５７（直通）

［参照条文］

国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）（抄）

（他の役職員についての依頼等の規制）

第１０６条の２　職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

２～４　（略）

（在職中の求職の規制）

第１０６条の３　職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

２～５　（略）